

アフリカ知的財産ニュースレター Vol.66

南アフリカ — 農産物に関する虚偽的 (False) または混同を招く (misleading) な取引表示の商標登録

[通達の内容はここをクリック](#)

食品、アルコール飲料、農産物に関する南アフリカの法に共通して含まれている規定がある。それは、関連商品に関する虚偽的または混同を招く 0 表示の使用を禁じる規定である。これらの禁止規定は、当該商品のラベルに示された表示に適用されるだけでなく、それら商品の宣伝にも適用される。

このような規制枠組みの下で、様々な法律の管理に責任がある各政府機関の調査官たちは、たとえば南アフリカにおいて販売される農産物の性状、品質または組成に関して虚偽の印象および/または誤解を生じさせるような印象を与えるような表示が使用されるのを防ぐことを要求される。しかし、「食品化粧品消毒剤法」(1972 年法律第 54 号; 以下「食品法」という) の第 5 条、「リキュール製品法」(1989 年法律第 60 号; 以下「リキュール法」という) の第 12 条、「農産物基準法」(1990 年法律第 119 号; 以下「農産物法」という) の第 6 条に含まれている上記の禁止規定が登録商標および/または登録出願中の商標に適用されるか否かという問題をめぐって、特に問題の商標それ自体が虚偽表示および/または混同を招く表示に相当する場合について、南アフリカでは長年にわたる論争が展開されてきた。

食品安全品質保証総局 (Directorate of Food Safety Quality Assurance) は 2021 年 3 月前後に、「混同を招くと見なされる商標 (登録商標または登録手続中の商標) を一切無視するように」という助言を商標登録局の職員らに与え、それにより、ASPA 第 6 条に基づく当局の責任を商標登録局の職員に代行させるよう要請していたが、同総局が通達の中で発表した法律意見書を見ると、農産物法第 6 条の適用範囲には登録商標および/または出願中の商標も含まれるという広い解釈を総局が採っていることは明らかである。また、農業・土地改革・農村開発省 (略称 DARLLD) の調査官とともに農産物法第 6 条の規定を適用・執行する責任を DARLLD の一部局である法人法務サポート部が担うことも、前記の法律意見書を見れば一目瞭然である。¹

上記の通達は 2021 年 8 月 12 日付で発行され、2021 年 8 月 24 日に公開された。この通達が商取引に及ぼす影響は本質的に前向きなものであり、特に、商業施設を調査し、虚偽表示および/または混同を招く表示を付された農産物を施設から撤去する権限を調査官に与えるものとなる。その結果、登録商標という「抜け道」を利用して虚偽的または欺罔的な取引表示を使用することはもはや不可能になるだろう。

¹ Department of Agriculture, Land Reform and Rural Development (<https://www.dalrrd.gov.za/>)

さらに、上記の通達に含まれる法律意見書は専ら農産物法第 6 条の解釈を提示したものであると言われているが、この意見書の影響は南アフリカで販売されている食品や蒸留酒にも及ぶことになるだろう。農産物法第 6 条が抑止しようとしている害悪は、食品法第 5 条およびリキュール法第 12 条が抑止しようとしている害悪と実質的に同一の性質のものだからである。

南アフリカ — 「大麻」の語や「大麻を連想させる標章」を含む商標登録の動向

2018 年 9 月 18 日、憲法裁判所は、成年に達した南アフリカ国民が大麻を「私的に」使用し、所持し、栽培することを認めた高等裁判所の命令を確認した。この判決を受けて、直接間接に大麻に言及した文言や標識を取り入れた標章を商標として登録しようとする出願が殺到した。これら出願の多くは、食品および飲料水の区分について出願されている。

憲法裁判所の判決は、大麻に関する善良な風俗（良俗）の変化を反映したものである。南アフリカ国民は、この判決の実際面の適用に関して議会が許容範囲を画定してくれるのを待っている状態であるが、その間に南アフリカ商標登録局は上述したような出願を多数受け付けている。

議会が 2021 年 8 月 13 日にリキュール法の改正を発表し、リキュール類（蒸留酒）の香りづけとして大麻を添加することを禁止した時点²で、食品・飲料業界は「大麻風味」の製品が南アフリカで販売に供されることを予想していたかもしれない。この禁止規定は、純粋な大麻に由来する植物素材の使用を禁じるだけでなく、大麻と同一の性状を有する香味添加物や、純粋な大麻の植物体に由来する抽出物等の物質を使用することも禁じている。

上記の禁止規定は、現在のところビールには適用されない。南アフリカにおいては、ビールは今のところ食品に分類されているため、食品法が適用されるからである（食品法は厚生省によって施行されている）。しかし、将来的には、この禁止がビールにも適用されることになるだろう。リキュール法（この法律は DALRRD によって施行されている）の今後の改正³により、リキュール法とその施行規則に基づいて確立される規制枠組みの適用対象にビールも含まれることになる。この改正法は 2021 年 9 月 17 日に公布されているが、まだ発効しておらず、現段階では改正法が発効する時期はまだ判然としない。

しかし、実際的な観点からすれば、醸造業者にとって重要な帰結は、輸出向けに製造されるビールと国内販売向けに製造されるビールに関する現在の表示要件が変更される可能性があることである。リキュール法に基づき定められる規制枠組みや要件は、食品法に基づいて規定される表示要件とは異なるからである。

² Liquor Products Act: Regulations: Amendment | South African Government (www.gov.za)

³ Liquor Products Amendment Act 8 of 2021 (English / Afrikaans) | South African Government (www.gov.za)

以上のような法改正に照らして、大麻 (Cannabis) という語や大麻を連想させる標章を含む商標 (第 32 類および 33 類に属する) の登録出願を南アフリカ商標登録局がどのように処理し、審査するかを見守っていくのは興味深い。

南アフリカ — ジェネリック医薬品に関する裁判例 (Bayer Intellectual Property GmbH et al v Austell Pharmaceuticals (Pty) Ltd 20 May 2021 CCP)

[判決内容はここをクリック](#)

2021 年 5 月 20 日、南アフリカ特許裁判所は、暫定的差止命令の審理において特許権者の権利を確認した。この判決の基になった審理では原告の特許クレームに本質的でない数値が含まれているという事情があり、被告側人は原告の特許の無効を主張していた。

この事件では、新型コロナの世界的流行によって生じた制約にも関わらず、異なる国に所在する様々な当事者から詳細かつ大量の宣誓供述書が証拠として提出され、長々しい法的主張が展開された。その結果、原告の Bayer 社は、被告である Austel Pharmaceuticals が「Rezalto」というブランド名を冠したジェネリック医薬品を発売してから 4 か月も経たないうちに、暫定的差止命令を勝ち取ることができた。今回の判決は、南アフリカにおける有効な特許の価値を確認するとともに、南アフリカの知的財産、法制度および司法制度の機能への信頼を生じさせている。

情報源：別添の PDF を参照；20210520 Bayer v Austel - Commissioner of Patents Judgement ZA2007-06238 - 20 May 2021 - OCR

アンゴラ — 最近の異議申立事件に示された決定

[決定1の内容はここをクリック](#)

[決定2の内容はここをクリック](#)

アンゴラ商標局の決定により、南アフリカの電力公益事業者である Eskom は、第 35 類および 36 類について出願された商標出願第 12,419 号および 12,420 号の登録に対する異議申立に成功した。アンゴラ商標局は、同国における Eskom の登録上の権利とコモンロー上の権利に基づく異議申立には十分な根拠があるとの判断を示し、問題の登録出願を拒絶した。

情報源：別添の PDF を参照：決定文 - ESCOM - 12419 および決定文 - ESCOM - 12420

アンゴラ — アンゴラで提出される委任状の要件の変更

「産業財産権管理機関」(Managing Body for Industrial Property)は、2021年7月4日付で公開された「通達 4/2021」(Advisory Notice 4/2021)により、委任状は出願書類の提出から30日以内に提出しなければならないと公衆に告知した。この通達はさらに、上記の期間については30日の延長が1度だけ認められると述べている。

外国の出願人が登録機関に提出することを求められる委任状には、領事/大使館レベルの認証が要求される。認証取得のプロセスには時として数週間を要することがあり、甚だしくは手続の完了までに数か月が経過することもあるため、30日以内という厳格な期限については実際面での懸念が持ち上がっており、通商産業省で審議されていた。これに対し、大臣官房は「通達 4/2021」の撤回を拒否し、この通達は出願後の委任状の添付のみに適用されるものであって、手続迅速化の原則を妨げないために厳格な規則が必要だと言明している。

以上のような経緯で、「通達 4/2021」は現在も有効である。アンゴラでの登録出願や異議申立について利害関係を有する出願人および異議申立人は、認証済みの委任状を確実に入手できるようにするため、必要な手続を直ちに開始すべきである。

情報源： Offcio 844 Avsio N. 4-2021

ケニア — KECOBO がデジタル著作権登録用のプラットフォームを新設

ケニアでは、作品が創作された時点で著作権保護が自動的に与えられる。それゆえ、著作物の登録は著作権発生の要件ではないが、ケニア著作権委員会(KECOBO)は人手による任意登録制度を提供している。⁴ 著作権者は自らの著作権を登録することを奨励される。登録があれば、著作権の行使が絡んだ訴訟において、立証責任が軽減されることが分かっているからである。

この登録プロセスを合理化するため、KECOBOは2021年4月にオンライン著作権登録用のプラットフォームをオンライン上で開設した。このプラットフォームの名称は、「国家権利登録プラットフォーム」(National Rights Registry Platform ; 略称 NRR プラットフォーム)である。NRR プラットフォーム⁵の目的は、すべての著作者とその著作物を網羅するデータベースを創設することである。このプラットフォームを通じて、KECOBOは登録された個々の著作物につき、著作権者宛に登録証を発行する。著作権者は、NRR プラットフォームのポータル上でいつでも登録証にアクセスすることができる。データベースの別のメリットとして、公衆が利用できるという点がある。それにより、使用料の支払が円滑化されるだろうと KECOBO は期待している。

⁴ Welcome to Kenya Copyright Board | Kenya Copyright Board

⁵ <https://nrr.copyright.go.ke>

過去に手動の登録制度を利用して自らの著作物を登録していた権利者たちは全員、2021年6月30日までにNRRプラットフォーム上で著作物の再登録を行うことを求められる。再登録は無料で行うことができる。さらに、新たに著作権登録を申請する者は、NRRプラットフォーム上で登録を済ませなければならない。

NRRプラットフォームの開設は歓迎すべき展開であり、ケニアにおける知的財産権の保護とエンフォースメントをいっそう促進するものである。

タンザニア — 商標局が新たな電子サービスを提供するための法改正

[商標法改正に関する 2021 年制定法（各種改正 2 号）はここをクリック](#)

2021年6月、タンザニア議会は「2021年制定法（各種改正2号）」（Written Laws (Miscellaneous Amendments) (No. 2) Act, 2021）を採択した。同法は様々な法律の改正を提案するもので、これにより改正される法の中には「商標・役務商標法」（第326章）（以下「商標法」という）が含まれている。

商標法第5条の改正により、押印が要求される文書（外国からの移住者が預託する法定宣言書など）に電子印鑑を使用することができる旨の規定が導入された。人手による文書への押印もまだ認められているが、それと同時に電子印鑑による押印も可能になったということである。

さらに、商標法第7条の修正も提案されている。この改正の目的は、紙媒体によらない電子的な文書の授受を正式に認めることである。

タンザニア商標局は事業登録・ライセンス局（BRELA）と呼ばれる電子ポータルを大々的に運用しているため、今回の改正は一つの前進である。

情報源：商標法改正に関する 2021 年制定法（各種改正 2 号）

ARIPO — セーシェルが 21 番目の加入国としてハラレ議定書に加入

セーシェル共和国は2019年以来ARIPOへの加入を承認されていたが、議定書への署名と加入書の寄託が遅れていた。2021年8月26日、セーシェル共和国のラムカラワン大統領はハラレ議定書への加入書に署名し、2021年10月1日付で署名済みの加入書がARIPOによって受理された⁶。

かくして、2022年1月1日以降、ARIPOに出願される特許、意匠、実用新案の願書の中で、セーシェル共和国を指定国として記載することが可能になる。

⁶ <https://www.aripo.org/accession-of-the-republic-of-seychelles-to-the-harare-protocol/>

OAPI — 原産地表示に関する研修の実施

2021年11月15日から同年11月26日にかけて、OAPIは、フランス開発省およびフランス農業開発研究国際協力センターと共同で、「地理的表示に関するアフリカ研修」(African Training on Geographical Indications)の2回目を実施する。

研修参加者の登録は2021年10月20日に締め切られたが、この研修に関する詳細な情報については以下の記事を参照されたい：[Second Edition of the Africa GI Training on Geographical Indications, in Yaoundé, Cameroon \(oapi.int\)](#)。

OAPI — アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA) などの知的財産に関する広域会議

2021年10月12日⁷、知的財産に関する広域会議がガボンの首都リーブルヴィルで開催された。この会議の目的は、アフリカの通商やアフリカ大陸自由貿易圏に関係する課題やユニークな展望について話し合うことである。2日間の会議を通じて、自由貿易圏の可能性、経済活動の発展における知的財産の重要性、規制やテクノロジーの格差、今後発生する可能性のある課題が協議の主題となった。これらの協議を受けて指針となる原則が策定され、それらの原則が自由貿易地域の創設を支援していくことが期待されている。

⁷ Topicality ([oapi.int](#))

[特許庁委託]
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 66

[著者]
Adams & Adams

Adams&Adams

[発行]
日本貿易振興機構 ドバイ事務所
Room No.3503, 35th Floor, The One Tower, Barsha Heights, TECOM, Dubai,
U.A.E.
Tel: +971 4 5645878 Email: dubai_ipr@jetro.go.jp

JETRO
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2021年10月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Adams&Adams が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。